

一般社団法人日本循環器協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本循環器協会と称する。

(英文では Japanese Circulation Association と表記する。)

(主たる事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、循環器病患者・家族に対する療養指導・支援活動を行うとともに、関連団体や企業との連携に基づき循環器病に関する調査・研究を深め、一般市民に対し循環器病に関する知識普及・情報提供を行って予防啓発を行うことにより、国民の健康・福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 循環器病の予防及び治療に関する知識の普及啓発
 - (2) 循環器病の患者・家族に対する療養指導・支援活動
 - (3) 循環器病の予防・診療に係る人材の育成
 - (4) 循環器病の予防及び診断・治療に関する調査・研究
 - (5) 循環器病の医療提供体制や医療連携に係る調査・研究及び支援
 - (6) 行政、関連医療機関、関連団体、企業等との連携
 - (7) 国外を拠点とする循環器病関連団体との連携・国際交流
 - (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(会員の構成)

第5条 この法人の会員の種別は、次の3種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した団体
- (3) 連携会員 この法人の目的に賛同し事業連携するために入会した患者団体
- (4) アドバイザー会員 この法人が定めるアドバイザー制度においてアドバイザーとして認定された個人

(入会)

第6条 正会員、賛助会員又は連携会員として入会しようとする者は、所定の用紙の提出又は電磁的方法等により申し込みをし、理事会の承認があったときに正会員、賛助会員又は連携会員となる。

- 2 この法人が定めるアドバイザー制度に申請し、所定の要件を満たし、アドバイザーとして認定された者は、アドバイザー会員となる。

(会費)

第7条 正会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、所定の用紙の提出又は電磁的方法等により、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に定める会員としての義務に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。
- 2 アドバイザー会員は、アドバイザーとしての期間が満了し、更新されなかったときにも、その資格を喪失する。

第4章 評議員

(評議員・社員)

第11条 この法人には、正会員の中から選ばれた評議員を置き、評議員をもって一般法人法上の社員とする。

(評議員の選出方法)

第12条 評議員は、正会員の中から理事2名の推薦により選出され、社員総会の承認を得て選任される。

- 2 評議員の任期は4年とし、評議員となった日以後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 評議員は再任されることを妨げない。

(評議員の資格の喪失)

第13条 評議員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正会員の資格を喪失したとき。
- (2) 任期中に開催される社員総会に連続して3回以上欠席したとき。

第5章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、全ての評議員（社員）をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 定款の変更

- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第17条 社員総会は、主たる事務所の所在地又は理事会で選定した場所において開催する。

(招集)

第18条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総評議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する評議員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第20条 社員総会における議決権は、評議員1名につき1個とする。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散

(5) その他法令又はこの定款で定める事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(代理)

第22条 社員総会に出席できない評議員は、他の評議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該評議員又は代理人は、代理権を証明する書類を本法人に提出しなければならない。

(書面及び電磁的方法による議決権の行使)

第23条 書面により議決権を行使できる場合には、評議員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会の日時の直前の業務時間の終了時までに当該記載をした議決権行使書面を本法人に提出して行う。

- 2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した評議員の議決権の数に算入する。
- 3 電磁的方法により議決権を行使できる場合には、評議員は、政令で定めるところにより、本法人の承諾を得て、社員総会の日時の直前の業務時間の終了日までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により本法人に提供して行う。
- 4 前項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した評議員の議決権の数に算入する。

(決議・報告の省略)

第24条 理事又は評議員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 代表理事が評議員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び当日選出された議事録署名人1名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員)

第26条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上

監事 1名以上

- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、若干名の業務執行理事を置くことができる。

(選任等)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。代表理事をもって理事長とし、業務執行理事のうち1名を副理事長、その他若干名を専務理事とすることができる。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。
- 5 理事及び監事は再任されることを妨げない。

(解任)

第31条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬)

第32条 理事及び監事は、無報酬とする。

(取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第34条 当法人は、理事及び監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除する

ことができる。

第7章 理事会

（構成）

第35条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止

（招集）

第37条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 委員会

（委員会の設置）

第40条 代表理事は、本法人の事業の円滑な推進を図るため必要があると認める

ときは、理事会の決議を経て、委員会を設置することができる。なお、これを廃止する場合も同様とする。

2 委員会についての規程は、定款施行細則に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の不分配)

第44条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第45条 この定款は、社員総会における、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 附則

(最初の事業年度)

第49条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第52条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

- ・ * 第50条（設立時の役員等）、第51条（設立時社員の氏名又は名称及び住所）は個人情報の為、開示から除いております。

令和3年4月30日 制定

令和4年6月24日 改訂

令和6年6月21日 改訂

令和8年6月18日 改訂